

カマクリ協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、カマクリ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的及びエリア)

第2条 多くのクリエイターが活動する釜川周辺地域において、官と民が一体となり、水や緑を活かしながらクリエイティブエリアとして発展させ、人や生き物が健やかに育まれる地域として持続させるとともに、居心地がよく魅力的な空間を形成することを目的とする。

2 特に重点的に取り組むエリアをカマクリエリア（以下「当該エリア」という。）と称し、その範囲は別図のとおりとする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 当該エリアにおけるエリアプラットフォームの検討及び運営に関する事項
- (2) 当該エリアにおける官民協働の未来ビジョン（以下「エリアビジョン」という。）の策定及び改廃に関する事項
- (3) エリアビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項
- (4) その他前条に掲げる目的の達成のために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる団体等をもって、委員20人以内で組織する。

- (1) 当該エリアにおけるまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする組織
- (2) 当該エリアにおけるまちづくり活動に関心を有する組織
- (3) 宇都宮市
- (4) まちづくり活動についての優れた実績を有する者、又は有識者及び学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了となった場合において、委員から特段の申出がない場合は、その任期は、自動的に更新されるものとする。

(委員の資格の喪失)

第6条 委員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、又は法人若しくは団体が解散したとき。
- (3) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(委員の除名)

第7条 委員が次の各号に該当するときは、除名することができる。

- (1) 断りなく会議欠席が続くとき。
- (2) この規約に違反し、又はカマクリ協議会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) カマクリ協議会の委員及び関係者を誹謗中傷し、個人又は団体の名誉等を著しく損なう行為があったとき。
- (4) カマクリ協議会の名誉を傷つけ、又はカマクリ協議会の目的に違反する行為があったとき。

(役員及び職務)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

2 役員の選出は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

6 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第3条の事業に関する必要な助言等を行う。

3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決事項)

第11条 会長及び副会長は、緊急を要するもの、予算の流用又は軽易な事項について、専決することができる。ただし、専決した事項については、次の協議会に報告しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条の事業を円滑に実施するため、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、委員の中から、会長が指名する。

3 分科会には、会長（以下「分科会会長」という。）及び副会長（以下「分科会副会長」という。）を置き、これらの役員は、構成員の中から、会長が指名する。

4 分科会は、必要に応じて会長が招集する。

5 分科会会長は、議長となり、分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 分科会は、構成員の半数が出席しなければ開くことができない。

7 分科会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 分科会は、次に掲げる事項を審議し決定することができる。

(1) 協議会から委任された事項

(2) その他協議会の運営について会長が必要と認めた事項

9 その他分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 拠出金

(2) 補助金・助成金

(3) 寄付金・協賛金

(4) 不動産賃料・売買収入

(5) 物販・飲食販売に関わる売上

(6) その他の収入

(会計)

第14条 協議会の会計期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

2 本会の会計に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務処理を行うために、事務局を宇都宮市役所内、また、必要に応じて第4条第1号に掲げる組織内に置くことができ、協議会運営に必要な連絡、調整等を行う。

(役割分担)

第16条 協議会を構成する官と民は、下記の役割に基づき、必要に応じて経費の確保と各種調整に努めることとする。

(1) 官は、協議会の運営、公共空間の整備及び官公署との調整

(2) 民は、自走する活動・ビジネスモデルの構築及び実現に向けた地域との調整

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年10月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年10月3日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年6月19日から施行する。

2 令和4年6月19日現在において在職する委員、役員又は顧問の任期については、第5条第1項、第6条第6項又は第7条第3項の規定にかかわらず、令和5年5月31日までとする。

3 令和3年度の会計期間については、第12条にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年5月31日までとする。

附 則

この規約は、令和5年6月18日から施行する。

別図（第2条関係）

